

茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

〔 昭和 51 年 12 月 15 日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 106 条及び第 123 条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考の上、これを授与する。

- (1) 本校の校長として功勞のあった者
- (2) 本校の教授として 15 年以上勤務した者で、教育上又は学術上功績のあった者
- (3) 本校の教授として、前号の勤務年数は有しないが、教育上又は学術上功績が特に顕著であったと認められる者

(教授在職年に通算する年数)

第3条 次の各号に掲げる年数を本校教授としての勤務年数に通算することができる。ただし、本校教授として 5 年以上（国立高等専門学校機構理事長又は本校校長の命により人事交流（教授に限る。）として勤務した期間を含む。）勤務した者に限りこれを適用する。

- (1) 本校の准教授及び専任講師として勤務した年数は、2 分の 1 の年数
- (2) 他の高等専門学校又は大学（短期大学を含む。）の教授、准教授及び専任講師として勤務した年数は、2 分の 1 の年数
- (3) 研究機関及び企業等において研究に従事していた年数は、2 分の 1 の年数
- (4) 前 3 号の規定に関わらず、国立高等専門学校機構理事長又は本校校長の命により人事交流（教授に限る。）として勤務した期間は、その全年数

2 前項各号に規定する勤務した年数を算定する場合において 1 月未満の端数を生じたときは、これを 1 月に切り上げるものとする。

(授与の特例)

第3条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条第3号に規定する教育上又は学術上功績が特に顕著であったと認められるものとして、名誉教授の称号を授与することができる。

- (1) 文化勲章令（昭和 12 年勅令第 9 号）による文化勲章受章者
- (2) 文化功勞者年金法（昭和 26 年法律第 125 号）による文化功勞者
- (3) 日本学士院法（昭和 31 年法律第 27 号）による日本学士院賞受賞者又は日本学士院会員に選定された者
- (4) 褒章条例（明治 14 年太政官布告第 63 号）による紫綬褒章受章者
- (5) 前号までに準ずる国内外の学術賞等の受賞者

(選考手続)

第4条 第2条の規定に該当し名誉教授の称号を授与することを適当と認める者があるときは、次に掲げる者は、別紙様式第 1 の推薦書により校長に申し出るものとする。

- (1) 第2条第1号 運営会議委員の 3 分の 1 以上の者
- (2) 第2条第2号及び第3号 各系長及び各部長（各系及び各部の会議の議を経るものとする。）

2 校長は、前項の申し出があったときは、これを運営会議の議に付し、名誉教授の選考を行う。

(称号授与)

第5条 名誉教授の称号は、別紙様式第 2 により授与する。

(称号授与の取消し)

第6条 名誉教授に、その名誉を汚す行為があったときは、運営会議の議を経てその授与を取消し、前条の書面を返付させるものとする。

2 名誉教授に選考された者に、その称号の授与までに名誉教授にふさわしくない行為があったときは、運営会議の議を経て、名誉教授の称号を授与しないものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和51年12月15日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第2条第2号の規定の適用については、同規則第3条の規定にかかわらず、当分の間、別に定める基準により本校教授としての在職年数に通算することができる。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年6月15日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第2条第2号の規定の適用については、別に定める基準により本校教授としての在職年数に通算することができる。

附 則

この規則は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年2月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際は、平成16年度以降に本校を退職した校長又は教授に適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月15日から施行する。

附 則（令和8年6月10日一部改正）

- 1 この規則は、令和8年6月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則の規定によりされた行為は、改正後の茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則選考基準（昭和60年4月1日制定）は、廃止する。

推 薦 書

年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

推薦者 職 名
氏 名

茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第 4 条の規定に基づき、下記の者を名誉教授称号授与者として推薦します。

記

1 系又は部名・職名・氏名
2 推薦理由
3 規則該当条項（該当する条項に○を付してください。） 規則第 2 条 [第 1 号 第 2 号 第 3 号]

第 号	本 籍	氏 名	年 月 日生	学校教育法第百六条及び第百二十三条の規定により茨城工業高等 専門学校名誉教授の称号を授与する	年 月 日
茨城工業高等専門学校					
印					